

## 【座談会のための資料】

本稿は、座談会のバックグラウンド・ペーパーとして、参加者に事前に送付した資料です。

なお、本誌に掲載するにあたり、一部を修正しています。

新飯田 昇

### 1 座談会開催の趣旨

「財政危機」を一つの大きな契機として、今後における政府・公共部門のあり方や行政手段の選択等が国民的課題となっています。

もとより、「財政再建」の要請とは別の観点からしても、効果的・効率的な行政システムは、絶えず追求されなければならないことです。このような観点から、現実の社会保障・医療・社会福祉の諸体系が、社会経済文化等の諸変化に対応して、真に有効なシステムとなっているか否かについて思いを致せば、「福祉見直し」は、どうやら福祉サイドからこそ行わなければならないとも言えるようです。

折から、M&R・フリードマンの『選択の自由』（西山千明訳、日本経済新聞社、昭和55年5月）が話題となっています。

M・フリードマンの学説の核心は、申すまでもなく、市場メカニズムに対する深い信頼にあります。そして、政府の役割は、個人に機会均等を保障することにとどめるべきであり、個人の自由な行動に対する政府の介入や規制は、経済の効率を妨げ、また、国民全体の犠牲において、一部の利害関係者にのみ利益をもたらすものである、という信条と事実認識に特徴があると言ってよいかと思えます。

フリードマンの主張は、かねてからのものではありませんが、いま改めて政府・公共部門のあり方に大きな一石を投じていることに間違いありません。

もっとも、ここで留意しておかなければならないことは、フリードマンの新自由主義者としての経済思

想上の位置付けを見定めておくことではないでしょうか。その福祉論が、合理的人間行動を前提とし、論理的に社会保障を無用とする思想に基づく主張であれば、それは古典的な優勝劣敗の原則にしか過ぎません。

しかし、経済思想上の問題だけで、全てを見過すことはできないでしょう。少なくとも、福祉についての分析・評価の部分と、提言の部分とを区分して論ずる意義は大きいと考えます。

一過性の熱病として評価することも、絶対視することも、ともに怠惰なことです。そして、批判・反批判の過程が不十分であれば、徒にブーム化することとなります。

このような現状において警戒すべきことは、合理的期待形成仮説<sup>(注)</sup>とあいまって、「裁量的財政金融政策は、総産出高をコントロールできない」という、そのマクロ経済モデルの帰結から、社会保障支出を削減するための論法として活用されることです。この懸念は、かなり具体的なものとなっています。

それにしても、「経済学だけでは、どうしてもわからないことがふえるばかりである」<sup>①</sup>と認識せざるをえない現代において、福祉問題を縦横に切りまくるフリードマンは、何と刺激に満ち、迫力に富む存在なのでしょう。

いずれにせよ、フリードマンの福祉論を評価することなしに、社会保障の再構築を論ずることはできないと考えます。

(注)

(1) 合理的期待形成仮説とは、1972年にシカゴ大

学のR・ルーカスによつて展開された理論体系で、その後、ミネソタ大学のT・サージエント等によつてさらに発展されています。宇沢弘文教授の解説によれば<sup>②</sup>、次のような理論を前提としています。

人々が将来の市場条件、たとえば市場価格に対して、ある期待を形成して、その期待に基づいて現在の行動を決める。この際、将来の市場価格に対する期待を様々な水準に変えたときに、それに応じて将来の市場価格の確率的分布がどのように変化するかということに対して、すべての人々が正確な知識を持っているという仮定を設ける。そして、将来の市場価格に対する期待が実際の市場価格の確率的平均値に等しくなるように期待を形成するときに、合理的期待の仮説が満たされているという。

なお、同教授は、「この理論の前提は、荒唐無稽であり、市場制度を正当化しようとするあまり、分権性を否定し、市場制度を否定してしまっている<sup>③</sup>」と評価しています。

(2) 合理的期待形成仮説は、ケインズ経済学の現実的妥当性に対する強い疑問という状況のもとで発生したマクロ経済学における革命と言われていいます。そのマクロ経済モデルの帰結から得られる政策的含意は、裁量的な財政金融制度の有効性を否定していることにあります。<sup>④⑤</sup>

(3) フリードマンと合理的期待形成論との関係は、村上泰亮教授によれば、「フリードマンの立場からみても、全体論的な合理的期待形成論は、とんでもない謬想であるにちがいない<sup>⑥</sup>」と分析されています。

一方、T・サージエントは、「1960年代後半のような形式のマクロ計量モデルが、ケインジアン、マネタリストのいずれの側においても、70年代のアメリカにおける未曾有の財政赤字と通貨増発の、生産、雇用、物価に与える影響を予測できなかった<sup>⑦</sup>」と主張しています。

## 2 フリードマン説の問題点—その1—

本論に入る前に、フリードマンの経済学説について、若干の議論を要すると考えます。

第一点は、いまなぜフリードマンなのかということです。

フリードマンの学説の核心は、市場メカニズムに対する深い信頼にあり、ケインズの雇用政策に対する強い批判にあります。一体その学説は、どのように評価されているのか、どう評価したらよいのでしょうか。

確かに、ケインジアン経済政策の誤りを鋭く指摘し、スタグフレーションの分析に新しい視点を提供した貢献は大きいのでしようが、さりとて、「裁量的な財政金融政策から発生する混乱こそが、一般物価水準の最も基本的な原因であり、長期的には失業率を減少させることはできない」という主張が検証され、定着したと言えるのでしょうか。<sup>(注1)</sup>

ケインズ経済学の現代的妥当性についての疑問或はケインジアン不振があるにしても、フリードマン理論が中心的存在となったとまでは、とても言えないのが現状と考えます。フリードマン自身自らのことを「少数派」と称してきたようですし、J・ロビンソンに至っては「フリードマンについては、論ずる価値が全くない。彼の空虚な論争は、事実の前に化けの皮がはがされている<sup>⑧</sup>」とまで、評価しています。マネタリズム(通貨供給量重視政策)の教えを忠実に求めているサッチャー・イギリス政府は、逆に戦後最悪の不況と失業に見舞われ、インフレも依然として鎮静化していません。早くも「マネタリズムは幻想か<sup>⑨</sup>」の声が大きく上っており、J・ガルブレイス教授は、「英国は絶体に機能しないフリードマン政策のモルモットを志願した<sup>⑩</sup>」との冷笑を浴びせています。

また、政策運営の基準を市場機構の機能の重視という点においた主張は、厚生経済学の基本定理からして、日本のいわゆる「第三世代に属する近経学者<sup>⑪</sup>」が、物価政策、独禁政策等について、繰り返し強調していたところではなかったかと思えます。つまり、目新しいところはないとも言えるのではないのでしょうか。

更に、フリードマンの市場システム・価格メカニズムについての認識の問題があります。

歴史的には、市場機構によっては達成されえないものを、国家の介入によって保障しようというのが、福祉政策であるわけですし、理論的にも従来のいわゆる競争市場理論には欠陥が多く、また、「なぜ市場は機能しないか」<sup>12</sup>が、現代における最も深刻な経済学の問題状況の一つと考えます。

しかるに、フリードマンは、市場システム・価格メカニズムを信奉するだけであり、市場全体の競争メカニズムを正常に作動させるためには、どうしたらよいかという認識が欠落しているのではないのでしょうか。

市場システム・価格メカニズムについての「古典的批判」及び「新古典派的批判」<sup>13</sup>、更には「なぜ市場は機能しないか」についての展望を持たないで、市場均衡のシステムに確信を抱いても、それは「反歴史的幻想」<sup>14</sup>であり、「ためされたことのない信念にすぎない」<sup>15</sup>のではないのでしょうか。

第二点は、フリードマンの思想についてです。

「シカゴ学派」の新自由主義とは、どういう思想なのでしょう。

「負の所得税」案を評価するにあたって、その背後にある思想を見極めなければ、その正当な理解ができないのではないかという気がします。

新自由主義の思想には、いくつかの流れがありますが、「法の支配」等の原理を現代に復活させようということであれば、改めてその含意を点検しておく必要があります。

歴史的に「法の支配」として論じられてきた思想は、「国家権力からの自由こそ自由主義の基本的形態である」<sup>16</sup>というものです。したがって、個人的自由を保障するためには、制限された政府でなければならない、ということになります。即ち、政府が為すべきことは、市場メカニズムが円滑に機能することにとどめる、ということになるのでしょうか。そうだとすると、社会保障というのは、一体政府が為すべきことと位置付けられているのでしょうか。「近隣効果」などという粧いをこらしてはいるものの、

自由という価値の他には、何の価値をも認めないのではないのでしょうか。

この点についてのフリードマンの考え方は、政府の「第四の任務」<sup>(注2)</sup>の展開が不十分であるために、明確になってはいませんが、少なくとも「負の所得税」案が、福祉国家思想を否定したうえで主張されていることは、明白です。フリードマンはまた、「負の所得税」の導入に伴い、「社会保障は次第に解体していくことだ」と述べています。

福祉政策に行過ぎがあるから、或はその結果における失敗があるからといって、既存の福祉政策を否定するという論理には飛躍があって、そこには極めて重大な価値前提が隠されているような気がしてなりません。

G・ミュルダールは、「世界は破局に向っているのかもしれない」と警告を発しながら、「原子爆弾が破滅をもって世界を脅かしているばかりでなく、ミルトン・フリードマンの思想も英、米その他多くの国に脅威を与えている」<sup>17</sup>と述べています。

少なくとも我々は、「20世紀型人権観念の中核は、広範な国民大衆の経済社会的権利の保障にある。それは、国家からの自由の権利ではなく、国家に対する請求権の形をとっている」<sup>18</sup>という歴史の歩みを踏みしめ、かつ、「民主主義とは、平等のために自由を犠牲にする必要に迫られる」<sup>19</sup>ことを厳しく認識して、平等と自由との折り合いを求めていくよりないと考えます。

更に言えば、社会保障・平等と自由・効率を常に対立的なものとして論ずることについて、そもそも疑問を残さざるをえません。

K・E・ポールディングは、「正義と自由は、社会保障によって推進される」<sup>20</sup>と指摘し、「フリードマン氏は、正当化された強制とでも呼ぶべきものを無視しておられます。われわれが強制を受け入れるのは、もし万人が強制された場合には、われわれの状態が改善されるからであります。……強制されることに賛成の一票を投ずることは、まったく合理的なことかもしれないのです。しかも、このことは、経済的自由主義の基本原則と矛盾しないのです。経

経済的自由主義のなか、社会の組織装置としての交換が持つ価値の良識ある評価が含まれている場合には、「そういっているのです」<sup>①</sup>と述べています。

辻村江太郎教授は、「自由競争市場の効率的な資源配分機能をうまく作動させるためには、まず競争に参加できない人々のために生活を保障することが必要である。……石油価格の高騰によって実質所得の伸びは抑えられ、国民生活は窮屈になるであろうが、その事態をさらに悪化させないためには、財政の所得再分配機能を十分に維持することが不可欠なのである」<sup>②</sup>と主張しています。

今や25兆円にも達する社会保障移転は、個人消費支出を支える一大要素であり、第三次産業の発展に寄与するところも少くないと言えるでしょう。

(注1)

(1) フリードマンの経済学説の要点は、『選択の自由』の第9章「インフレに対する治療」において、次のように単純明快に述べられています。

ア 通貨供給量における過大な増大がインフレのひとつの、そして唯一の重要な原因である(P. 419~420)。  
イ われわれは、「インフレか失業か」という偽りの二者択一によって、誤って導かれてきた。このような選択は幻想でしかない(P. 439)。

(2) 上記(1)のイが含意するところは、失業率と物価上昇率とのトレード・オフは長期的には成立しない(=フィリップス曲線の否定)ということであり、したがって、有効需要政策が全く成果をあげ得ないだけでなく、加速的なインフレーションに結果するだけであるということにあります。

フリードマンを総師とする理論体系は、新貨幣数量説と呼ばれ、マネタリズムと称されています。その理論の骨子は、貨幣需要が物価の予想変化率ないし名目利子率(実質利子率に予想インフレ率を加えたもの)の関数となっており、予想形成のパターンが与えられれば、結局物価の変動はすべて貨幣的要因によって説明されるという点にあるといわれます。<sup>③</sup>

(3) フリードマン理論についての評価は様々にありますが、シカゴ学派には属さないマネタリストといわれるH・G・ジョンソンは、「マネタリスト反革命は、次第に消滅

する可能性が強い」<sup>④</sup>と述べていますし、ケインジアンであるF・モジリアーニは、「彼らが間違っているのは、経済は十分ショックに耐えられるから安定化政策は不要であるという主張にまで進んでしまったことにある。…戦後の変動が不安定な貨幣増加率の結果であるとか、安定化政策が安定性を増大させるよりはむしろ低下させた、というような論点は、アメリカや他の工業諸国における戦後の記録を偏見をもたずに調べれば、とても妥当なものではないことがわかる。……」

われわれは、『一般理論』の基礎にある教訓を投げ出して、時計の針を40年昔に戻すべきであるというマネタリストの主張を断固として拒絶しなければならない<sup>⑤</sup>と主張しています。

(注2)

(1) 政府の「第四の任務」とは、「共同体の中で、責任を果たすことができる個人とはみなせないメンバーを保護しなければならないという義務である」と説明されています(『選択の自由』P. 54)。

(2) フリードマンのこの主張は、社会保障制度を否定する彼の主旨とは、論理的にどう整合しているのか、かなり疑問です。熊谷尚夫教授は、「これを特に政府の任務とすることは、著者の極力排撃するパターナリズムの容認につながるのではないか。例えばこれは義務教育の否定論などと矛盾する不協和音のように思える」<sup>⑥</sup>と指摘しています。

(3) なお、政府の第一から第三までの任務は、A スミスの規定した次の三つの任務をいうものとされています。

ア その社会を他の独立の社会による暴力や侵略に対し、防衛する任務

イ 厳正な法の執行を確立する任務

ウ ある種の公共事業や公共施設を樹立し、維持していく任務

### 3 フリードマン説の問題点—その2—

さて、フリードマンの福祉政策・社会保障の現状認識<sup>(注)</sup>について、いわば本論に入ることとします。

これについては、先ず一般論として、欧米人・欧米社会と日本人・日本社会との相違を、意識してお

かなければならないのではないのでしょうか。

そうでなければ、「福祉は貧しい人々をかえて墮落させる」というような認識を理解することは、不可能と考えます。

つまり、人間は合理的な行動をするものであるという価値前提や、それこそ長期安定的な社会構造というのは、我々日本人・日本社会とは、やや縁が無いということが言えないのでしょうか。もとより、日本人は非合理的な存在であると言ったり、日本社会は平等社会であると認識することには、かなり抵抗のあるところでしょう。

フリードマンは、合理的行動をする者にとって、社会保障はそもそも無用である、という価値基準で、社会保障を眺めているのではないのでしょうか。

次に、フリードマンの現状認識は、もちろんアメリカについてのものですが、わが国については、どれだけ共通性を持ち得るのでしょうか。

ただし、この点については、フリードマンの現状認識をやや抽象化して論じた方が有意義のことと考えます。つまり、社会保障がその政策目的に照して見て、効果的・効率的なシステムとなっているか否かという観点で、わが国の社会保障を評価することです。

もっとも、この議論のためには、先ず社会保障の政策原理をどう構成するのが重要な前提となりますが、現実の社会保障諸施策が様々の政策原理によって混然と構成されているために、なかなか判定し難いところがあります。しかし、まさにこの点こそ、問題があるとも言えるでしょう。

また、「厚生省的福祉は未だ立ち遅れている。しかるに、非厚生省的福祉が大きく登場し、両者が混同されている<sup>(27)</sup>」状態が継続していると考えられる現状ではありますが、さりとて社会保障諸施策において行過ぎがあれば、それは許容されるわけがありません。「明確な思想も方向付けもなく、政策の体系性や一貫性が欠けているという場合が少なくなかった。……ゆきあたりばったりのバラまきは克服されなければならない<sup>(28)</sup>」という指摘にどう応えられるのでしょうか。

本来の政策目的を逸脱しているものがないか、「モノトリ民主主義」に無原則に対応していないか、政策目的が現代的に確立されているのか、二重給付がないか、等々の観点からすれば、是正されるべき余地がありそうです。

更に、社会保障諸施策の中には、いまや再分配政策と言うよりも、すべての国民に普遍的に福祉サービスを提供する公共サービス政策となっているものがありますし、元来が公共サービス政策と性格付けることができるものがありますが、こうした施策については、「一定の効果を上げるのに、コストを最低にするような手段が選ばれたかどうかを判断しなければならぬ<sup>(29)</sup>」ことは、当然のことと言えますし、そのサービスの質の低下を防止するために、「適当な価格メカニズムの導入<sup>(30)</sup>」が必要になるはずですが、つまり、社会保障施策は、効率性のテストに耐え得るサービス・システムになっていると言えるのでしょうか。

行政手段の選択という観点からしても、地方自治体の自発性・責任意識、民間活動の情熱・エネルギー等、着視し、検討しなければならない課題が、次々と想起されます。

フリードマン説の悪用を阻止するためにも、社会保障制度の各般にわたる「見直し」が、福祉サイドからこそ展開されるべきなのでしょう。

(注)

『選択の自由』第4章「ゆりかごから墓場まで」は、次のように要約できると思います。

- ① 社会保障支出は急速に増大していったのに、福祉水準はむしろ悪化し、財政難のみがもたらされた。今日の社会福祉プログラムは、不正と腐敗が充満した混乱以外の何ものでもない。
- ② 現行の福祉政策の大半は、そもそも制定されるべきではなかった。制定されなかったならば、今日ではこれらの政策に依存しなくてはならなくなっている人々の多くが、国による被保護者となるのではなく、自立している個人であったはずだ。短期的にはある人々には冷酷なように思えるが、長期的には、はるかに人道的な結果をもたらされる。

- ③ 権力の行使こそが福祉国家の核心であり、それが達成しようとしているよい目的でさえも、この悪い手段がやがて腐敗させていく。これこそ福祉国家が我々の自由をこれほど深刻におびやかしている理由でもある。
- ④ 福祉支出は、その基本的仕組みからして、当然に浪費を発生させる。
- ⑤ 現行の社会保障制度の矛盾は、貧困な人々から豊かな人々へ所得を移転させるという側面にも表われている。貧しい人々の方が長期間にわたって社会保障税を支払いつつながら、富裕な人々に比べ、給付を受ける期間が短いという傾向がある。
- ⑥ 社会保障プログラムは、若い世代から年老いた世代への所得の強制的移転であるが、昔から若い世代が自分の両親や親類を扶養してきた。しかし、これは人々の自発的意思に基づくものであり、そもそも道徳的責任は、個人の問題であって、社会の問題ではない。
- ⑦ 福祉国家プログラムは、人々をあざむき、誤解させてきた。今日、社会保険料を支払っている若い人達は、自分自身が支払っている保険料や次の世代が支払ってくれる保険料の保険数理上の数値よりも少ない金額しか受け取れないことが、いまやはっきりしている。
- ⑧ 医療の社会化を正当化させるいかなる場合も存在し得ない。医療の分野でこれ以上政府の役割を拡大することは、患者の利益にも医者や医療に従事する人々の利益にも反することとなる。
- ⑨ 社会保障制度を次第に解体していくことによって、人々が雇用を求める意欲を減退させるように機能しているこの制度の効果を消滅させていくことになり、結果的により多くの雇用が発生する。したがって、国民所得も現在よりは増大することになるだろう。また、人々の貯蓄も増大することとなり、このことは資本形成のための投資の率を上昇させ、派生的に経済成長率をもっと引き上げていくであろう。
- ⑩ 現行の雑多な福祉プログラムに代えて、「負の所得税」制度という単一の包括的プログラムを導入すべきである。

#### 4 フリードマン説の問題点—その3—

(註)

「負の所得税」案は、アメリカの貧困問題と社会

保障制度を背景として登場したと言ってよいでしょう。フリードマンは、既に1962年に『資本主義と自由』（熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳、マグロウヒル好学社、昭和50年11月）において、具体的に提案していますが、その構想は、1956年にまで遡るとも言われています。

ややカビ臭い提案ではありますが、いま改めて検討することも必要のことと考えます。なぜならば、所得保障の合理化は、普遍的な、そして常に新しい課題だからです。

論点を、以下のように整理しました。なお、検討事項をこのように絞ったのは、少くとも社会保障をめぐる当面の問題状況からして、負の税率設定や財源調達の方法、更には再分配効果や生産、物価等に与える影響についての検討を行うことに意義があるとは思えず、それよりも社会保障等の諸制度との関連を論ずることこそ必要であると考えたからです。

第一点は、その政策原理は何か、ということです。

つまり、課税最低限と最低保障水準との間に大きな開きがあり、しかも保障額にバラつきがあることを、どう理解したらよいのでしょうか。いわゆるナショナル・ミニマムとか、貧困線とかの関連は、どのように考えるべきなのでしょう。

仮りに、最低保障水準がナショナル・ミニマムに一致しているのであれば、課税最低限とはどういふものなのでしょう。

これらの点は、その仕組上当然のことであるとして、安易に受け入れることはできないのではないのでしょうか。制度の本質を問うことだと考えます。

第二点は、負の所得税のみによって、社会保障制度を維持していくことが可能か、ということです。

所得稼働の機会が喪失したり、減少した場合でも、最低保障水準近くまで所得が低下しない限り、負の所得税が給付されないことにはなりますが、このような制度が「生活の安定」に有効と言えるのでしょうか。また、家計支出の増加をもたらす事由に対し、どう対応できるのでしょうか。医療費の支出に十分な対応をすれば、考えられません。

第三点は、その導入に大きなメリットがあるか、

ということです。

ボーダー・ライン階層の人々に包括的な所得保障を行い得ることは、大きな長所と言えますが、所得税・地方税と生活保護との関連についての現状から更に実効的な議論展開を要すると考えます。

また、行政事務の簡素化は一概に言えないでしょう。負の所得税もきめ細かな控除制度を採用することとなれば、算定事務は龐大なものとならざるをえないこととなります。

なお、生活保護制度の立場からは、次のような主張がありうると考えられます。

ア 貧困者一般を対象とするという点で、現在の生活保護制度は、既にそのように運営されていること。

イ 資産調査については、一般世帯と均衡を失するほどの資産保有以外は、かなり弾力的に運用されていること。

ウ 生活保護制度では稼働能力がありながら、それを活用しない者を制度の対象外としていますが、負の所得税制度では高齢者、障害者、母子等と稼働能力のある者との区別をしていないこと。

第四点は、所得税の制度上及び運用上の現状との関連についてです。

所得税にまつわる不公正・不公平の存在を前提にして制度化することが適正なことと言えるのでしょうか。新たな不公正・不公平のタネまきになりかねません。

第五点は、資産保有の有無についてです。多額の資産保有者に、所得再分配的給付を行う必要があるとは思えません。

第六点は、福祉サービスの市場化についてです。

この点についてのフリードマンの議論展開は不明ですが、市場システム・価格メカニズムに全てを委ねるということであれば、上述2で述べたように懸念を感じざるをえません。少くとも、適切な制度的介入なくして、福祉市場が正常に機能するという保証があるとは言えないでしょう。これでは、福祉市場が実験台とされかねません。

R・M・ティトマスが設定する次の三つの仮説<sup>③①</sup>の検証に合格することは、極めて困難なことと考えるのが常識ではないでしょうか。

ア 選択における民間市場は、差別と恥辱の烙印の問題を解決することができる。

イ 福祉における民間市場は、消費者に一層多くの選択の自由を与えるであろう。

ウ 現物による社会サービス、特に医療は、民間市場の商品と区別されるような特質を何ら持っていない。

J・E・ミードは、健康問題に所得再分配のための直接的財政手段を採用し、各個人が自分で市場から財を購入するという一般原則を採用した場合の問題点として、次のことを指摘しています。<sup>③②</sup>

ア 各個人は私保険に加入することとなるが、健康でない人の保険料は高くなる。したがって、公正な所得分配では、これを考慮しなければならない。

イ 保険は強制とせざるをえない。不用意であるとはいっても、社会はそれらの者を放置できない。さりとて、それらの者に無料で医療サービスを行うことになれば、保険をかける意欲がなくなるであろう。

ウ 人が病気になったとき、保険会社に対して病気を治療するのに要するこれこれの費用がかかったと証明するのは、医者であって患者ではない。

エ そこで、国家にとっては、医者自身がそのサービスの必要を決めるような医療サービスを、一般の税源からただで提供する方がもっと簡単明瞭だということになる。

オ ただしかし、医療サービスを無料にするような行政には、非常に難しい経済問題がある。医療に振り向けることのできる資源には、限りがあるからである。どの位の水準で、制約が加えられるべきかという問題である。

なお、所得保障と現物給付との関係は、後の課題で検討しますが、高齢者や障害者にとって必要なことは、きめ細かな福祉サービスであるという局面が

多くなっている地域福祉の実情等からしても、慎重な検討が必要とされるところです。

(注)

③③～③⑤

(1) 負の所得税とは、ある一定水準以下の低所得者に対して、政府が税金の中から給付する手当です。所得税が納税者の所得の一部を強制的に政府に移転するのと正反対に、政府が国民に一定額の現金を反対給付なしに移転して、その可処分所得を引き上げるものであることから、この名称が付けられています。

(2) 負の所得税案には、基本的に2方式3種の型があります。フリードマン案は、収支分岐点と課税前所得との差額を一定割合で埋めていく方式であるのに対し、J・F・オービン案、イギリスで提案されたタックス・クレジット・システム等は、ある一定額の所得水準を全ての人々に保障することを重視した方式と言えます。

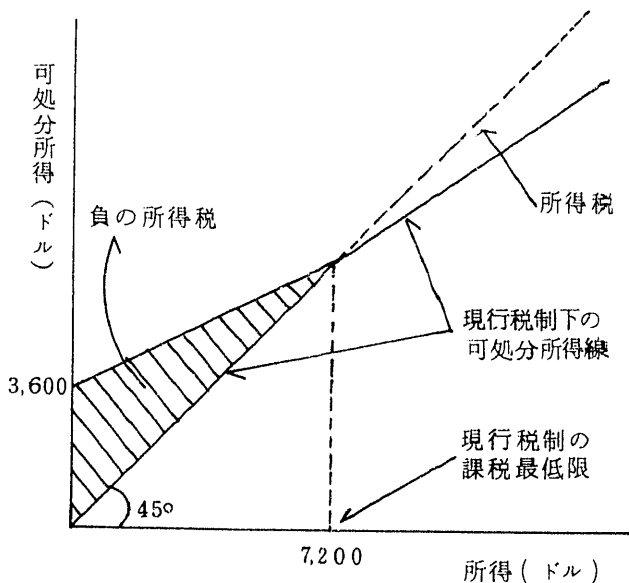
(3) 負の所得税の基本的構造は、次式で示すことができます。

$$\text{負の所得税} = (\text{課税最低限} - \text{課税最低限未満の実際の所得}) \times \text{負の税率}$$

したがって、課税最低限までの所得水準を最低保障しようとするならば、負の税率を100%とすることになります。

(4) フリードマン案を図示すると、次の図のようになります。

受給額の可処分所得が課税最低限以下にとどまる点に特色があると言えるでしょう。



(5) なお、負の所得税案の前身ともいべきものとして、1943年にR・ウィリアムズによって提案された包括的な制度としての社会配当金案があります。この案は、税制とは切り離れた形で、家族の規模と構成に応じた一律の給付金を、原則としてすべての者に給付するもので、厳密な意味で負の所得税とは言えません。

この社会配当金案は、最近に至り、J・E・ミードによって、現金でなされている現在のすべての社会保障給付を置き換えるものとして、行政の簡素化を狙いとして、再びラディカルに提唱されています。<sup>③⑥</sup>

しかし、この社会配当金案は、負の所得税に比べても、更に龐大な費用を要することとなります。ミード自身「費用がかかる<sup>③⑦</sup>」と自認しています。

## 5 今後の社会保障のあり方について

フリードマン説の当否はさておき、これをも一つの契機として、社会保障の再構築論が積極的に展開されるべきであることは、申すまでもありません。その理由は、既にも上記3で述べたところです。

更に、『ベヴァリジ報告』から間もなく40年を迎えることとなりますし、社会保障制度審議会の『社会保障制度に関する勧告』から30年が過ぎました。この観点から、「現在、最も必要としていることは、個々の施策もさることながら、福祉国家像の再構築ではないであろうか」との指摘があります。確かに、ケインズ経済学の限界が、その理論が生れた時代環境との関連で論じられていることとの対比で言えば、同様に『ベヴァリジ報告』も、「豊かな時代の福祉国家像」とは言えないでしょう。<sup>③⑧</sup>

高齢化社会、低成長、「財政危機」という状況において、社会保障の基礎理念・政策原理を現代的に再検討し、今後の展開のための哲学を求める必要があると考えます。技術的に行き詰り、かつ、体系的・一貫性に欠ける憾みのある各制度体系にとって、局面打開の糸口は、哲学の登場ではないでしょうか。

あまりにも骨の折れる課題ではありますが、次の諸点についての検討が先ず要請されると考えます。

第一点は、社会保障の政策目標ないし範囲という



ことについてです。

現在の社会保障は、単なる雇用労働者の保護から国民一般を対象とする包括的な制度となっていますし、更に社会保険だけではなく、生活保護、各種の給付金、様々な公共サービス等を総合したものとなっていますが、それ故に、多様な政策原理で混然と構成されています。

今後は、「生活の安定」という要素を更に拡充していくのか、「最低生活の保障」という要素を中心にするのか、という選択があるのではないのでしょうか。前者であれば、やや大雑把に言って、社会保障の新たな脱皮という感が強くなるのではないかと考えられます。

小宮隆太郎教授は、「福祉の内容は、単にいわゆるナショナル・ミニマムの保障ないし社会保障に限られるものではなく、はるかに広範囲なものと思われる<sup>39)</sup>」と主張しています。村上泰亮教授も、「社会保障は、重大な不慮な災害にわずらわされることなく最低限一定の生活水準を確保することをさし、いならばソシアル・ミニマムの思想に基いている。……いわゆる福祉国家は、このような社会保障を最低の要件とし、それに何らかの程度の所得再分配を加味したものと定義することができる<sup>40)</sup>」と主張しています。

ただし、これらの主張は、高齢化社会、低成長、「財政危機」という状況をどう踏まえるのでしょうか。フリードマンの教訓が生きるかどうかということでもあります。

第二点は、ソーシャル・ミニマムの原理と平等の原理との関連についてです。

ソーシャル・ミニマムの原理とは、憲法第25条第1項に規定する「最低限度の生活を営む」水準を、すべての者に保障しようとするものであり、平等の原理とは、所得格差を是正することを意味するものとしします。

この両原理については、「いずれも平等という基本的な価値基準に環元される<sup>41)</sup>」との見方、「福祉とは、全ての人々にある標準的なウェルフェアを保障するという点で、基本的人権の思想に基づくもので

あり、常に何らかの平等主義に立脚している<sup>42)</sup>」との主張もありますが、区別して考えておくことが必要と考えます。なぜならば、地主重美教授が指摘するように、「ナショナル・ミニマムの実現といながら、人道主義的目標に重点をおくのか、それとも平等主義的目標に重点をおくのか、によって、選択される政策手段がおのづからちがってくるはずであり、また、そのパフォーマンスも同じではないであろう<sup>43)</sup>」と言えるからです。

ところで、ソーシャル・ミニマムの原理は、普遍主義的な制度構成と結び付けることができ、平等の原理は、選別主義的な制度構成と結び付けることができるとも言えましょう。

『ベヴァリッジ報告』は、T・マーシャルによれば、「最低生活の保障をするということは、個々人が自らの努力で自分の置かれた状況を可能な限り改善し、最低限以上の生活を享受する自由を残している。……最低限以下は福祉であるが、それ以上は競争である<sup>44)</sup>」との考え方を、フィロソフィーとしていました。

しかし、R・M・ティトマスは、イギリスにおける普遍主義の経験が、公的な差別的障害を取り除いたことを成果としつつも、結果的な平等という観点からすると、低い所得階層の真のニードが軽視されてきたことを指摘しています。<sup>(注1)</sup>

小宮隆太郎教授は、「最低水準の保障に関しては、所得にせよ医療についてにせよ、教育についてにせよ、できるだけ無差別に、社会的扶助を必要とするすべての人々に一定の実質的水準が保障されるのでなければならぬ。……社会保険のほとんどは、やがては無償の公的給付のシステムにとって代わられるべきものである<sup>45)</sup>」と主張していますが、このような主張は、ローマの古い諺に言う「すべての人に関与するものは、誰にも関与しないものである<sup>46)</sup>」という考え方にどう応えることができるのでしょうか。飯田経夫教授は、「それは、金持ちも貧乏人もただになるという点で、あらっほくいえば所得再分配と無関係であり、ひいき目にみても、きわめて非効率的な所得再分配政策にすぎない。……福祉国家とい

うと聞こえはいいけれども、実体は、ただ乗り国家にほかならない<sup>(47)</sup>と述べています。

ともあれ、社会保障をめぐる論議に混線が多いと認識することもできる現状において、また上昇一途の社会保障移転の動向等からして、ソーシャル・ミニマムの原理と平等の原理とを概念整理することが、極めて重要なことと考えます。「ものわりのよい」両立論では、社会保障をめぐる状況について、楽観的に過ぎるという気がしないでもありません。

第三点は、所得保障と現物給付との関連についてです。

フリードマンの思想的基盤はともかくとして、「負の所得税」は、所得保障であり、この所得保障によって、サービスを市場で購入するという体系となります。

これに対置する考え方としては、シビル・ミニマムを基盤とするものがあります。宇沢弘文教授は、シビル・ミニマムの思想を、「市民の基本的生活にかかわる財貨サービスのうち、必要度が高く代替性が低いようなものを公的なメカニズムによって供給しようとするものである<sup>(48)</sup>」と定義し、「健康を失った人が医療サービスを受取るのは、当然の権利である。……保険料制度は、医療サービスの効率的な配分をもたらすものではない。……健康サービスは市場機制的なメカニズムを通ずるのではなく、公的なメカニズムによって供給されることが必要となってくるのがわかる。……必要な財源は、増税なりを通じて一般財源から求めようとする<sup>(49)</sup>」と主張しています。

小宮隆太郎教授は、「社会保障の社会という意味は、個人に災難が起きたとき、その負担を個人に100%帰着せしめないで、それを社会が分担して保障しようというのではないか。医療とか交通費を無料にすることは、パブリック・グッズの供給で、保障とは全然関係がないと思う。……パブリックに解決しようというのが福祉であり社会保障なのだから、それを保険でやるとか、積立方式でやるというのは原理的におかしい<sup>(50)</sup>」と述べています。

しかし、公共サービス無料論となってしまうこの

両説は、社会保障の範囲に相違はあるものの、共に平等・所得再分配という原理が消失した<sup>(51)</sup>感があるう<sup>(52)</sup>えに、貝塚啓明教授が指摘するように、どのようなサービスを無料とするのかの範囲の問題、超過需要の問題等数多くの問題を残しています。<sup>(53)</sup>

生活保護、拠出制年金、社会扶助等の所得保障との関連において、医療、社会福祉等のサービスを、どういう政策原理で構成すべきなのか、古くて新しい課題と言えるでしょう。

これらのサービスは、公共財として社会保障の枠外に位置付けるのか。社会保障の枠外としても、所得再分配の要素を折り込むのか、それとも所得再分配にはこだわらずに、全ての人がサービスを均等に享受できることを基本とすべきなのか。

いずれにしても、これらのサービスの最適供給のシステムが、所得保障との関連において求められなければならないでしょう。<sup>(54)~(58)</sup>

第四点は、所得再分配についてです。

社会保障制度は、所得稼得機会の喪失ないし減退、あるいは家計支出の増大といったリスクを保障し、所得を移転するものであり、また、サービスを受取るというものですから、当初所得に変化を与えるという意味では、所得再分配政策の一つと言えます。

ところで、現在の社会保障制度は、「社会保険の拡大による水平的再分配制度の普遍化」とか、「福祉サービスの画一化」といった様相を見せています。

負担増が避けられない局面となっている現在、誰のために負担するのか、財源調達に公平性が保持されているのか、といった問題を、平等・所得再分配の原理から再考することも必要のことと言えないでしょう。

もっとも、P・A・ダイヤモンドは、「所得再分配だけでは、現在の社会保障制度を正当化することはできない。純粋に再分配的な観点に立てば、富裕な者に給付する理由はないからである。……個人を納税者として、また受給者として見ていくという生涯生活の視点に意味があるであろう<sup>(59)</sup>」とし、「市場の失敗<sup>(注2)</sup>と「パターナリズム」<sup>(注3)</sup>を、社会保障の存在理由として付け加えています。

なお、今後の社会保障のあり方を議論するためには、ミニマム水準の問題を見逃すことはできませんが、この問題は、負担との関連におけるコンセンサスの問題に尽きると考えられますし、各論にわたることともなりますので、別の機会に譲ることとします。

(注1)

R・M ティトマスは、次のような分析をしています。<sup>60)</sup>

ア 企業福祉は、ホワイトカラーや中産階級の職業に圧倒的に有利になっている。

イ 私的年金制度は、資源に対する需要を低所得被用者から高所得被用者への再分配する傾向がある。

コミュニティからの補助金は、貧困者の年金よりも富裕者の年金の方が大きい。

ウ 高所得階層は低所得階層よりも、保健サービスをうまく利用する方法を知っており……よりよく設備され、かつ、よいスタッフをもった病院のベッドをより多く占領している。

エ 「福祉国家」における教育制度の高い費用を必要とする部門の大多数の受益者は、これまでずっと高所得階層であった。

(注2)

「市場の失敗」とは、「基金」が十分な収益を生むか否かという意味での投資機会の欠如、スライド付年金が商品化されていないこと、それに稼得能力の低下等を含意するものです。

(注3)

「バターナリズム」とは、多くの人にとって、個人の計画だけに任せられては、退職に備えた十分な貯蓄をすることは難しいであろう、ということです。

## 6 おわりに

M&R・フリードマン『選択の自由』の書評等は、必ずしも多いとは言えません。<sup>61)~68)</sup>

しかし、「福祉の行過ぎ」だけは、共通の認識となってきたかの感があります。

福祉の再構築が必要なことは当然のことですが、さりとて、このような状況は、危険なことと言えま

しょう。森口親司教授は、財政が危機的状況にあることを認めつつも、「私は財政再建という言葉を使うときは、必ずカギカッコをつけて使うことにしている」<sup>69)</sup> そうです。「ただ乗り」はいけません、悪乗りも許容できません。

しかるに、福祉サイドからの反論が全くと言ってよいほど聞こえてきません。

フリードマンが仮りに一過性のものであるとしても、なぜそうであるのかの理由も明示しないのでは、怠惰のそしりを免れないのではないのでしょうか。そして、「第2の波の体系全体が、危機に頻している。社会福祉制度の危機があり、……保健医療制度の危機があり、……世界の財政制度も危機に直面している。第二の波の価値体系が、崩壊の危機に頻しているのである」<sup>70)</sup>と認識せざるをえないとすれば、フリードマンの提言の部分は別として、少くもその現状認識・評価の部分には、真しな受け取り方をしなければならぬ面もあるのではないのでしょうか。

本誌があえて座談会という形にせよ、フリードマンを取り上げた理由は、以上にあります。

最後に、環境問題について「汚染に対して責任があるのは生産者ではなく消費者なのだ。消費者こそが汚染に対する需要をつくり出しているのだ。電気を使う人が発電所の煙突から出てくる煙に対する責任を持っている」と主張し、福祉問題について「福祉は貧しい人をかえって墮落させる」と認識するフリードマンの価値前提には、どうしても与みすることができなかったことを申し添えます。

そして、『ベヴァリジ報告』の最後のパラグラフを引用して、結びとします。

「窮乏からの自由は、民主主義のもとに強制することもできないし、また民主主義に対して自然にまかすこともできない。それは人々によって勝ち取られなければならないものである。

それを勝ち取るには、勇気と信念と国民的統一感が必要である。現実と諸困難に直面し、それらに打ち勝とうとする勇気、われわれの将来とわれわれの祖先が何世紀の間死を賭してまもってきたフェア

プレーと自由の精神に対する信念、およびどのような階級または派閥の利害関係をもこえた国民的統一感<sup>①</sup>がそれである」

(参考分献)

- ① A・トフラー『第三の波』P. 189, 徳山二郎監修, 鈴木健次他訳, 日本放送出版協会, 昭和55年10月
- ② 宇沢弘文他 座談会「合理的期待形成論への疑問と教訓」, 『季刊現代経済』No.40, 日本経済新聞社, 昭和55年9月
- ③ 宇沢弘文 前掲座談会②
- ④ 村上泰亮 「経済学の現状—ケインズ主義を軸に—」, 『日本経済新聞』, 昭和55年2月2日及び2月4日号
- ⑤ 新開陽一 「合理的期待仮説の理論模型」, 『週刊東洋経済』, 臨時増刊近代経済学シリーズNo.52, 東洋経済新報社, 昭和55年5月
- ⑥ 村上泰亮 前掲論文④
- ⑦ T・サージェント 「合理的期待形成仮説によるマクロ経済学再構築の視点」, 『週刊東洋経済』, 臨時増刊近代経済学シリーズNo.54, 東洋経済新報社, 昭和55年10月
- ⑧ J・ロビンソン・宇沢弘文 対談「経済学の危機と現代」, 『季刊現代経済』No.10, 日本経済新聞社, 昭和48年9月
- ⑨ 『日本経済新聞』, 昭和55年9月28日号, 「マネタリズムは幻想か」
- ⑩ 『日本経済新聞』, 昭和55年10月28日号, 「マネタリズム正念場」
- ⑪ 芥藤精一郎 「経済学者」, 『朝日ジャーナル』, 臨時増刊号「世代交代の全潮流」, 昭和55年10月1日号 朝日新聞社
- ⑫ 辻村江太郎 「なせ市場は機能しないか」, 『日本経済新聞』, 昭和52年5月16日及び5月17日号
- ⑬ 村上泰亮 『産業社会の病理』第3章, 中央公論社, 昭和50年2月
- ⑭ ————— 「新中間層政治と日本経済の進路」, 『週刊東洋経済』, 昭和54年11月17日号
- ⑮ ————— 前掲論文④
- ⑯ 大野忠男 「自由主義」, 『経済学大辞典』第Ⅲ巻P. 323, 東洋経済新報社, 昭和55年9月
- ⑰ G・ミュルダール 「福祉国家の前途—ミュルダールとの対話—」, 『国際年金情報』No.2, 年金制度研究開発基金, 昭和55年10月
- ⑱ 勝田吉太郎 『民主主義の幻想』P. 54, 日本経済新聞社, 昭和55年7月
- ⑲ ————— 前掲書⑱P. 30
- ⑳ K・E・ポールディング 『経済政策の原理』P.227, 内田忠夫監修, 海老原武邦他訳, 東洋経済新聞社, 昭和35年11月
- ㉑ ————— 『経済学を超えて』, P. 56~57, 公文俊平訳, 竹内書店, 昭和45年2月
- ㉒ 辻村江太郎 「不況時にこそ大切な所得再分配」, 『エコノミスト』, 昭和55年2月12日号, 毎日新聞社
- ㉓ 新飯田 宏 『インフレーション』第2章, 第4章及び第5章, 日本経済新聞社, 昭和55年10月
- ㉔ H・G・ジョンソン 『ケインジアン—マネタリスト論争, インフレーションの経済学』P. 173, 鬼塚雄丞・氏家純一訳, 東洋経済新報社, 昭和55年2月
- ㉕ F・モジリアーニ 「安定化政策をめぐるマネタリストとケインジアン」, 『季刊現代経済』No.30, 日本経済新聞社, 昭和53年3月
- ㉖ 熊谷尚夫 「書評」, 『週刊東洋経済』, 昭和55年7月5日号, 東洋経済新報社
- ㉗ 飯田経夫 「近代経済学者の福祉論議」, 『季刊現代経済』No.10, 日本経済新聞社, 昭和48年9月
- ㉘ 正村公宏 「80年代行財政改革の新しい方向」, 『エコノミスト』, 昭和55年3月30日号, 毎日新聞社
- ㉙ 大熊一郎 「財政再建と福祉」, 『社会保障年鑑1980』健康保健組合連合会編, 東洋経済新報社, 昭和55年3月
- ㉚ ————— 前掲論文⑲
- ㉛ R・M・ティトマス 『社会福祉と社会保障—新しい福祉をめざして—』第Ⅲ部Ⅲ章, 三浦文夫監訳, 社会保障研究所, 昭和46年3月
- ㉜ J・E・ミード 『理性的急進主義者の経済政策』P. 102~103, 渡部経彦訳, 岩波書店, 昭和52年2月 薄井信明 「アメリカの負の所得税構想」, 『ファイナンス』第4巻第10号, 大蔵財務協会, 昭和44年1月
- ㉝ 中桐宏文 「所得保障の手段としての負所得税」, 『レファレンス』No.218・220, 国立国会図書館, 昭和44

座 談 会

年3月号・5月号

- ③⑤ 負の所得税研究会 「負の所得税」, 『海外社会保障情報』No. 40, 社会保障研究所, 昭和48年7月
- ③⑥ J・E・ミード 前掲書②VI章
- ③⑦ ————— 前掲書②P. 128
- ③⑧ 伊部英男 「豊かな時代の福祉国家像」, 『サンケイ新聞』, 昭和55年8月16日号
- ③⑨ 小宮隆太郎 「福祉の理念と税制」, 『季刊現代経済』No. 10, 日本経済新聞社, 昭和48年9月
- ④⑩ 村上泰亮 前掲書③P. 60
- ④⑪ 大野吉輝 『福祉政策の経済学』P. 51~52, 東洋経済新報社 昭和54年9月
- ④⑫ 小宮隆太郎 前掲論文②⑨
- ④⑬ 地主重美 「社会保障の理念と現実」, 『週刊東洋経済』, 臨時増刊近代経済学シリーズ, 昭和47年6月24日号, 東洋経済新報社
- ④⑭ 小山路男・藤沢益夫編著 『経済発展と福祉社会』P. 8~9, 社会保険法規研究会, 昭和47年3月
- ④⑮ 小宮隆太郎 前掲論文②⑨
- ④⑯ P・F・ドロッカー 「人口の動向と年金基金の運営」『季刊年金研究』, No. 8, 年金制度研究開発基金, 昭和55年8月
- ④⑰ 飯田経夫 前掲論文②⑦
- ④⑱ 宇沢弘文 「シビル・ミニマムの経済理論」, 『現代都市政策V』P. 357, 岩波書店, 昭和48年4月
- ④⑲ ————— 前掲論文②⑧P. 358~360
- ⑤⑰ 小宮隆太郎他 シンポジウム「日本の社会保障」, 『日本経済研究センター会報』No. 190, 日本経済研究センター, 昭和47年12月
- ⑤⑱ 貝塚啓明 前掲シンポジウム⑤⑰
- ⑤⑲ ————— 「所得分配の公正と公共政策」, 『週刊東洋経済』, 臨時増刊近代経済学シリーズ, 昭和48年10月4日号, 東洋経済新報社
- ⑤⑳ ILO 『社会保障への途』第I部第I章, 塩野谷九十九訳, 東京大学出版会, 昭和47年7月
- ⑤㉑ R・マズグレイブ 『財政理論』I, 木下和夫監修, 大阪大学財政研究会訳, 有斐閣, 昭和36年6月
- ⑤㉒ 塩野谷裕一 『福祉経済の理論』第Ⅲ部11章, 日本経済新聞社, 昭和48年1月
- ⑤⑳ 能勢哲也 『公共サービスの理論と政策』, 日本経済新聞社, 昭和55年2月
- ⑤㉓ 高山憲之 『不平等の経済分析』第4章, 東洋経済新報社, 昭和55年4月
- ⑤㉔ 香西 泰・荻野由太郎 『日本経済展望』第12章, 日本評論社, 昭和55年6月
- ⑤㉕ P・A・ダイヤモンド "A Framework For Social Security Analysis", Journal of Public Economics, Vol. 8, No. 3, 1977年12月
- ⑤㉖ R・M・タイトマス 前掲書④第Ⅲ部Ⅶ章
- ⑥⑰ 村上泰亮 前掲論文④
- ⑥⑱ 西山千明 「新自由主義と日本」, 『週刊東洋経済』昭和55年5月17日号, 東洋経済新報社
- ⑥⑲ 熊谷尚夫 前掲書評②⑥
- ⑥㉑ 竹内 啓 「書評」, 『エコノミスト』昭和55年8月5日号, 毎日新聞社
- ⑥㉒ 鈴木幸夫 「講演を聞いて」, 『日本経済新聞』, 昭和55年9月23日号
- ⑥㉓ 飯田経夫 「経済論壇から」, 『日本経済新聞』, 昭和55年9月28日号
- ⑥㉔ 金森久雄 「わたしの言い分」, 『朝日新聞』, 昭和55年10月6日号
- ⑥㉕ 竹内 啓 「経済政策の理論と財政の役割」, 『エコノミスト』, 昭和55年10月14日号, 毎日新聞社
- ⑥㉖ 森口親司他 座談会「財政再建への基本的視点」, 『エコノミスト』, 昭和55年10月21日号, 毎日新聞社
- ⑦⑰ A・トフラー 前掲書①P. 182
- ⑦⑱ ベヴァリジ報告 『社会保険および関連サービス』P. 267, 山田雄三監訳, 至誠堂, 昭和44年12月

(昭和55年10月20日)

(追記)

本稿の脱稿後、佐和隆光教授の「人間学としての経済学」(『中央公論』, 昭和55年12月号)を読むことができました。同論文は、フリードマンに関しても、興味ある論及がなされていますが、その要旨は次のとおりです。

- ア 保守派の既成経済学批判には、ケインズ主義の「管理」の非人間性を告発するという役割があること。
- イ フリードマン主義は、ケインズ主義の拡張解釈に基づく際限のない財政膨張に歯止めをかけるための説得手段として有意義であったし、また今後もそうあるであろうこと。
- ウ 純粋な西欧型「市民社会」を前提するフリードマン主義の浸透には、おのずから限界がある

うこと。

- エ 欧米であると日本であることを問わず、経済学ないし経済思想のあり方は、60年代末よりも一層深刻な問いかけに直面している。さりとて、ハイエクのように「自然に育つ文明」を讃えることによって、またフリードマンのような「自由主義」をもってしても、この深刻な問いにまともに対応されるとは思えないこと。

(22ページよりつづく)

セントから1977年には44.7%へと、それぞれ引上げられた。62歳以上の配偶者をもつ者についてみれば、後者の比率は1977年には62%に達した。公的年金は私的年金よりもはるかに高水準にある。しかも、公的年金は消費者物価指数にリンクして引上げられるが、私的年金には事実上そうした措置はない。

公的年金の増額は、政策的に意図されたばかりでなく、年金額算定式の欠陥から意図せざる結果としてもたらされた。もっとも、後者の問題については、1977年改正によって今では是正されている。

いずれにしても、年金関係者はこの事態を深刻に受けとめるようになった。すでに1970年にロバート・マイヤーズは、社会保障庁の“拡張主義者”たちは公的年金の役割を基礎的な保障から退職前の所得の完全な保障へと転換させようとしてい

る、として警告していた。今後とも公的年金の引上げが続くと、もはや私的年金が存在する余地はなくなってしまふ。労働運動でも、1970年代半ばまでには方針が転換された。労働組合は、今では公的年金の改善には重点をおかず、むしろ団体交渉によって私的年金の改善を獲得できる余地を残そうとしている。

1977年の改正によって、公的年金の実質的改善の時代は終わった。その結果、将来の退職者たちにとっては、私的年金はかなりの重みをもつことになるであろう。

Bruno Stein, "Rise of Pensions and Social Security Created Alternating Goals for Unions", Monthly Labor Review, August 1980, PP.26-27

(山崎泰彦 社会保障研究所)